

宮城県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金 事業手引き

1 事業の目的

外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護サービス事業所及び介護施設等（以下「事業所等」という。）において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士資格の取得を目指す外国人介護人材への学習支援及びメンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにするとともに、併せて、外国人留学生を受入れる（予定を含む）介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校及び日本語学校（以下「介護福祉士養成施設等」という。）において、留学生に適切な教育を行うための教員の質の向上に資する研修や介護福祉士試験対策として必要な取組を行うことにより、留学生に質の高い教育を提供し、介護福祉士国家試験に合格できるようにすることを目指す。

2 事業内容

（イ）補助対象者

- （1）外国人介護人材を受入れる（予定を含む）県内の事業所等（要綱別表1・2に記載されたもの）を運営する法人
- （2）外国人留学生を受入れる（予定を含む）県内の介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校及び日本語学校※
※在籍する（在籍予定を含む）外国人留学生が介護福祉士養成施設への入学を予定しており、本留学生に対して、介護福祉士国家試験に合格するために必要な取組を行っている場合に限る。

（ロ）補助対象事業

- （1）受入（予定）事業所等（要綱別表1・2に記載されたもの）を有する法人を対象としたもの
 - ア 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組
 - イ 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組
 - ウ 外国人介護職員の生活支援に必要な取組
- （2）受入（予定）介護福祉士養成施設等を対象としたもの
在籍する（在籍予定を含む）外国人留学生への介護福祉士国家試験合格のための教育の質の向上に必要な取組

（ハ）対象経費等

項目	1. 対象経費（※）	2. 基準額	3. 補助率	4. 備考
要綱別表 1、別表2 に記載の事 業所等を有 する法人	<p>(1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人材との入国前の通話費 ・介護業務マニュアルの作成・翻訳費 ・多言語翻訳機の購入費又はリース費 ・日本語学習の受講費、教材費 ・オンライン日本語学習に使用する通信機器（タブレットなど）購入費 ・日本語能力試験受講費 ・日本語能力試験に要する交通費 ・受入施設職員を対象とした異文化理解を図るための教育・研修の受講又は実施費 ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講費 <p>(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材費 ・外部講習等への参加費、日本語講師による教育費 ・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要と考える経費 <p>(3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車や家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入費 	300,000円 （1事業所等・1 養成施設等あた り）	3分の2	対象経費の実 支出額と総事業 費から寄付金そ の他の収入額を 控除した額とを 比較して少ない 方の額に補助率 を乗じたもの （1,000円未 満の端数が生じ た場合にはこれ を切り捨てるも のとする。）を交 付額とする。た だし、基準額に補助 率を乗じた額を 上限とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスケアに必要な経費 ・寮などの改修工事に要する経費 ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催費 ・その他、知事が必要と認める経費 			
介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校及び日本語学校	<p>在籍する（在籍予定を含む）外国人留学生への介護福祉士国家試験合格のための教育の質の向上に必要な取組にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生向けの介護福祉士試験対策教材の作成に必要な経費 ・留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成に必要な経費 ・教員が異文化理解の教育・研修を受講するために必要な経費 ・その他留学生への教育の質の向上に必要なと考える経費 等（※留学生に対する課外授業の実施に必要な経費を除く。） 			

※消費税及び地方消費税を除く。

3 他の制度との併給

本事業による取組内容について、既に他制度で助成を受けている場合は補助対象としない。ただし、本事業による補助内容が、他制度と重複しない場合は対象とする

【例】2の（ロ）の（1）ア～ウまでの取組について、同年度、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」による補助を受けている場合は対象としない。（但し、当該事業による補助内容が、2の（ロ）の（1）ア～ウまでの取組内容と重複しない場合は対象とする。）

4 申請手続

補助金の交付を受けようとする法人（養成施設等）は、交付要綱第4条に定める申請書（様式第1号）のほか、以下の書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。なお、下記ア～ウの書類については、受入（予定）事業所等毎に作成の上添付すること。また、申請書類は消費税及び地方消費税を除き作成すること。

- ア 経費所要額調書（様式1-1）
- イ 支出計画書（様式1-2）
- ウ 事業計画書（様式1-3）

※受入（予定）事業所等：外国人介護職員を雇用していることを証明する書類（雇用予定である

場合は、雇用予定であることを証明する書類（雇用計画書、内定通知書、雇用契約書等）を添付すること。

※受入（予定）介護福祉士養成施設等：外国人留学生在が養成施設等に在籍していること（在籍予定である場合は、在籍予定であることを証明する書類）が確認できる書類を添付すること。

エ 補助事業に係る歳入歳出予算書（見込書）の抄本

オ 納税証明書（県税）

カ 暴力団排除に関する誓約書

キ このほか、必要に応じて、本県から事業者に対して追加資料の提出を求めた場合、当該追加資料

5 実績報告

実績報告に当たっては、交付要綱第8条に定める実績報告書（様式第5号）のほか、以下の書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。なお、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴う場合及び補助対象経費の20%以上の変更が生じる場合は、令和7年3月末までに様式第2号により報告すること。また、下記ア～ウの書類については、受入（予定）事業所等毎に作成の上添付することとし、実績報告書類は消費税及び地方消費税を除き作成すること。

ア 経費所要額精算書（様式5-1）

イ 対象経費の精算額内訳（様式5-2）

ウ 事業報告書（様式5-3）

※受入予定事業所等：外国人介護職員を雇用予定であることを証明する書類（内定通知書、雇用契約書等）を添付すること（交付申請時に提出済の場合を除く。）。

※受入（予定）介護福祉士養成施設等：外国人留学生在が養成施設等に在籍していること（在籍予定である場合は、在籍予定であることを証明する書類）が確認できる書類を添付すること（交付申請時に提出済の場合を除く。）。

エ 補助事業に係る歳入歳出決算書（見込書）の抄本

オ 事業実施状況の記録（写真等）

カ このほか、必要に応じて、本県から事業者に対して追加資料の提出を求めた場合、当該追加資料

6 留意事項

(1) 補助対象について、本事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、本事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助金執行の観点から補助対象外とする。したがって、本事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、本事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。

(2) 2の(ロ)の(1)ア～ウまでの取組については、在留資格の種類にかかわらず、外国人介護人材を雇用している要綱別表1及び2に記載の事業所等を有する法人が補助対象となるが、4の交付申請時に、雇用していることを証明する書類を添付する必要があるため、留意すること。

また、受入予定である外国人介護人材を対象として本取組を行う場合は、4の交付申請時において、外国人介護人材の受入人数が確定しており、また、5の実績報告時において、受入対象者が確定していることを条件とし、このことを証明する書類を交付申請時及び実績報告時にそれぞれ添付する必要があるため、留意すること。なお、実績報告時に事業所等において受入対象者が確定しないことが判明した場合は、交付要綱様式第6号により速やかに申請の取り下げをすること（このことに伴い、変更交付申請又は事業中止（廃止）承認申請をした場合はこの限りではない。）。

(3) 2の(ロ)の(2)の取組については、外国人留学生在が在籍している介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校及び日本語学校が補助対象となるが、4の交付申請時に、在籍していることが確認できる書類を添付する必要があるため、留意すること。

また、受入予定である外国人留学生在を対象として本取組を行う場合は、4の交付申請時において、外国人留学生在の受入人数が確定しており、また、5の実績報告時において、受入対象者が確定していることを条件とし、このことを証明する書類を交付申請時及び実績報告時にそれぞれ添付する必要があるため、留意すること。なお、実績報告時に介護福祉士養成施設等において受入対象者が確定しないことが判明した場合は、交付要綱様式第6号により速やかに申請の取り下げをすること。（このことに伴い変更交付申請又は事業中止（廃止）承認申請をした場合はこの限りではない。）。

(4) 介護福祉士養成施設、介護福祉士学校及び福祉系高等学校において、本補助金の交付を申請する場合は、在籍する（在籍予定を含む）外国人留学生在が介護福祉士国家試験を受験する意思を有しており、介護福祉士国家試験に合格するための取組を実施することが求められるため、必ず申請前に外国人留学生在へ試験を受験する意思を有していることを確認した上で、外国人留学生在が試験に合格するための取組を実施するよう留意すること。また、日本語学校において、補助対象については、在籍する（在籍予定を含む）外国人留学生在が介護福祉士養成施設への入学を予定しており、本留學生に対して、介護福祉士国家試験に合格するために必要な取組を行っている場合に限られるため、留意すること。

(5) 介護福祉士養成施設等において、介護福祉士養成施設等職員（教職員等）の給料等人件費に本補助金を充てることはできないため、留意すること。ただし、外部講師等の報償費については、認めるものとする。